

漁業操業安全対策事業等実施要領

公益財団法人岡山県水産振興協会の漁業操業安全対策事業等実施規程に基づき、本事業の効率的かつ円滑な運営を図るため、漁業操業安全対策事業等実施要領（以下「実施要領」という。）を次のとおり定める。

第1 事業主体等

1. 実施規程第2に掲げる事業の事業主体は、この協会のほか漁業協同組合及び漁業協同組合連合会（以下「組合等」という。）とする。
2. 実施規程第2に掲げる事業の種類の詳細及び経費並びにこれに対する助成金等の額は、別表のとおりとする。

第2 助成金等の交付

1. 組合等が別表に掲げる事業の事業主体となる場合には、当該事業を実施するために必要な経費について予算の範囲内で助成金等を交付する。
2. 組合等が助成金等の交付を受けて別表に定める事業を実施しようとするときは、一般事業（事業計画に基づいて実施される事業）については前年度3月末日までに別記様式1号により、救難対策事業については、事故若しくは被害の発生した日から起算して60日以内に別記様式3号～6号の内の該当様式により、交付申請書いずれも1部を協会に提出するものとする。
3. 協会は、組合等から提出された交付申請書の内容について査定委員会で審査し、適当と認め、かつ助成金等の交付額を決定したときは、その旨を組合等に通知する。
4. 組合等は、一般事業については事業を完了後すみやかに実績報告書（別記様式2号）1部を協会に提出するものとする。
5. 協会は、組合等から提出された実績報告書の内容について査定委員会の審査を経て助成金等の額を確定し交付する。

第3 報告及び調査

協会は、必要に応じて事業の実施状況等について、組合等に対し資料の提出を求め、実地に調査し、必要な指示を行うことができる。

第4 助成金等の返還

協会は、組合等が実施規程又は実施要領に違反したときは、すでに支払った助成金等の全部若しくは一部について、組合等に対し返還を命じることができる。

附 則

この要領は、昭和56年4月1日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則（平成3年5月10日一部改正）

改正の要領は、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成7年3月30日一部改正）

改正の要領は、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平成12年3月16日一部改正）

改正の要領は、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成16年3月25日一部改正）

改正の要領は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成18年5月8日一部改正）

改正の要領は、平成18年5月1日から適用する。

附 則（平成26年4月1日）

この規程は、平成26年4月1日に協会の名称変更による設立により、旧法人の規程を準用し、適用する。

附 則（平成30年4月1日一部改正）

改正の要領は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和2年4月1日）

この規程は、令和2年4月1日に協会の名称変更により、旧法人の規程を準用し、適用する。

別 表

事業種類の区分	事業内容	経費及び助成金等の額	事業主体	
1. 漁業操業安全対策事業	(1) 広報普及事業	海上交通の安全と漁業の安全操業等に関する説明会等の開催並びに啓蒙普及用諸資料の配付	毎事業年度の事業計画に基づき予算の範囲内で実施	
	(2) 安全操業指導事業	漁業の安全操業及び衝突対策等に関する指導		
	(3) 海難予防対策事業	海難事故防止に必要な資器材等の装備又は設置		
	(4) 衝突等救難対策事業	<p>ア 操業中の事故により死亡し、又は行方不明となった漁業者の遺族に対する見舞金の給付</p> <p>イ 操業中の事故により著しく障害を受けた漁業者に対する見舞金の給付</p> <p>ウ 操業中遭難した漁船・乗組員等の救出又は捜索のため出動した漁業者に対する慰労金の給付</p> <p>エ 操業中の事故により全損した漁船の船主に対する見舞金の給付</p> <p>オ 操業中遭難した乗組員の遺児(18才まで)に対する育児育英資金の給付 但し、事故の発生日が平成16年3月31日以前のものによる遺児への給付については、対象年齢上限を従来どおり22才までとする</p>	<p>遺族見舞金 300千円</p> <p>障害者見舞金 300千円以内</p> <p>1件250千円以内、 ただし、出動漁船の備船料は 1日1隻当り 15千円以内 備人料は1日1人当り 5千円以内 全損漁船見舞金 150千円以内</p> <p>育児育英資金1ヶ月1人当たり 3千円</p> <p>ただし、ア～エは、(一財)中央操業安全協会からの給付とする。また、港湾内で発生した事故については中央操業安全協会の漁業操業安全対策事業実施要領に準じて給付対象外とする。</p>	組合等
	(5) 衝突等漁業被害救済事業	船舶の衝突等(油の流出を含む)によって生じた漁業被害に関し、漁業者が弁護士等に調査を依頼した場合、その費用の助成	1件 1,000千円以内	
2. 漁場環境保全対策事業	(1) 広報普及事業	漁場環境保全に関する啓蒙普及のための協議会等の開催	毎事業年度の事業計画に基づき予算の範囲内で実施	協会

事業種類の区分		事業内容	経費及び助成金等の額	事業主体
2. 漁場環境保全対策事業	(2) 漁場汚染等調査研究事業	漁場汚染の実態調査その他漁場環境保全のための調査研究	毎事業年度の事業計画に基づき 予算の範囲内で実施	協会
	(3) 漁業者研修事業	漁場環境の保全その他に関する研修会等の開催		
	(4) 漁場清掃等助成事業	漁場及びその周辺の清掃を行い、漁場改良を図るための清掃用資材並びに器具		協会又は組合等
3. 水産公害等救済対策事業	(1) 漁業関係損害補償制度助成事業	漁業者が自主的に災害に対応するため、乗組員厚生共済等に加入した場合、その掛金の一部を助成	毎事業年度の事業計画に基づき 予算の範囲内で実施	協会
	(2) 中間育成施設設置助成事業	中間育成施設の設置に要する経費の助成		組合等
	(3) 災害資金等利子補給事業	災害等による被害漁業者の災害復旧資金等の借入金に対する利子補給		協会
4. その他協会の目的達成のため理事会が必要と認めた事業			理事会が定める一定の額	協会又は組合等